

# 介護保険施設等における居住費（滞在費）・食費の自己負担について

■利用者負担限度額

(1ヶ月30日 単位：円)

利用者負担段階		居住費（滞在費）				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	1日	820	490	490 (320)	0	300	300
	1ヶ月	24,600	14,700	14,700 (9,600)	0	9,000	9,000
第2段階	1日	820	490	490 (420)	370	390	600
	1ヶ月	24,600	14,700	14,700 (12,600)	11,100	11,700	18,000
第3段階 ①	1日	1,310	1,310	1,310 (820)	370	650	1,000
	1ヶ月	39,300	39,300	39,300 (24,600)	11,100	19,500	30,000
第3段階 ②	1日	1,310	1,310	1,310 (820)	370	1,360	1,300
	1ヶ月	39,300	39,300	39,300 (24,600)	11,100	40,800	39,000
第4段階	1日	2,006	1,668	1,668 (1,171)	377 (855)	1,445	1,445
	1ヶ月	60,180	50,040	50,040 (35,130)	11,310 (25,650)	43,350	43,350

- ・表中の（ ）は、指定介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の場合。
- ・第4段階の金額は、基準費用額（上限）ですので、施設により異なる場合があります。

## 【利用者負担段階について】

- 第1段階：生活保護の受給者、または市町村民税世帯非課税であって、老齢福祉年金の受給者
- 第2段階：市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が年額80万円以下の人
- 第3段階①：市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が年額80万円を超え、120万円以下の人
- 第3段階②：市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が年額120万円を超える人
- 第4段階：本人が市町村民税課税、または本人が住民税非課税でも本人以外の世帯員や別居の配偶者が市町村民税課税

※年金収入等：公的年金等収入金額（非課税年金を含む）＋その他の合計所得金額

※非課税年金：遺族年金（寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む） ・ 障害年金

- ・利用者負担段階第1～3段階の方は、泉佐野市に申請することにより、介護保険負担限度額認定証の交付を受けることができます（但し、次の①または②の場合を除く）。

- ① 市町村民税非課税世帯だが、世帯分離している配偶者が市町村民税課税。
- ② 市町村民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記を超える場合。

第1段階で老齢福祉年金受給者の方は 単身 1,000万円（夫婦 2,000万円）

第2段階の方は 単身 650万円（夫婦 1,650万円）

第3段階①の方は 単身 550万円（夫婦 1,550万円）

第3段階②の方は 単身 500万円（夫婦 1,500万円）

※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合は 単身 1,000万円（夫婦 2,000万円）。

# 高額介護サービス費について

月々の介護サービスの自己負担額（食費、居住費（滞在費）は含みません）合計額が、所得に応じて設定された上限額を超える場合に、その超えた金額が高額介護サービス費として保険給付されます。

利用者負担段階		上限額（月額）
第 1 段階	生活保護を受給している方、または利用者負担を減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円（個人）
		15,000円（世帯）
第 2 段階	世帯の全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金の受給者、または世帯の全員が市町村民税非課税で課税年金収入額＋その他の合計所得金額の合計が年額80万円以下の方	15,000円（個人）
		24,600円（世帯）
第 3 段階	世帯の全員が市町村民税非課税で利用者負担段階第2段階以外の方	24,600円（世帯）
第 4 段階	市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
	課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）

問い合わせ先 泉佐野市役所 介護保険課 認定給付係 072-463-1212（内線）2162・2169